

議案第 1 2 7 号

宝塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 9 年（2 0 1 7 年）1 1 月 1 7 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宝塚市個人番号の利用等に関する条例

第 1 条中「個人番号の利用」の次に「及び番号法第 1 9 条第 1 0 号に基づく特定個人情報の提供」を加える。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（特定個人情報の提供）

第 4 条 番号法第 1 9 条第 1 0 号の規定により、別表第 3 の第 1 欄に掲げる情報照会機関が同表の第 3 欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報を求めたときは、当該情報提供機関は、当該特定個人情報を提供することができる。

2 前項の規定により特定個人情報の提供を受けた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

執行機関	事務
市長	(1) 宝塚市福祉医療費の助成に関する条例（平成3年条例第17号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	(2) 高齢障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	(3) 社会福祉法人等による介護保険サービス利用者に対する負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
	(4) 重度心身障害者の介護者に対する介護手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	(5) 障害者に対するタクシー料金の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	(6) グループホーム等利用者に対する家賃等給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	(7) 軽・中度難聴児に対する補聴器購入費等助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	(8) 在宅重症心身障害者に対する訪問看護支援事業助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	(9) 障害者に対する住宅改造資金助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	(10) 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）の規定に基づき本市が処理することとされた兵庫県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年兵庫県条例第18号）に関する事務であって規則で定めるもの
	(11) 生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する事務であって規則で定めるもの
	(12) 指定保育所保育料に関する事務であって規則で定めるもの
	(13) 私立幼稚園就園奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
市長	(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する情報（以下「国民健康保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する情報（以下「高齢者医療給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの

	るもの
	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
(2) 国民年金法（昭和34年法律第141号）による保険料の免除又は保険料の納付に係る申請に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
(3) 国民健康保険法による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17

	<p>年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>(4) 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
<p>(5) 宝塚市福祉医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>国民健康保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>

	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
(6) 高齢障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	高齢者医療給付等関係情報であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
(7) 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	障害者自立支援関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
(8) 社会福祉法人等による介護保険サービス利用者に対する負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
(9) 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
(10) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
(11) 身体障害者福祉法による障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
(12) 知的障害者福祉法による障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	則で定めるもの
(13) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
(14) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
(15) 重度心身障害者の介護者に対する介護手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	障害者自立支援関係情報であって規則で定めるもの

	障害者関係情報であって規則で定めるもの
(16) 障害者に対するタクシー料金の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
(17) グループホーム等利用者に対する家賃等給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	障害者自立支援関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
(18) 軽・中度難聴児に対する補聴器購入費等助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
(19) 在宅重症心身障害者に対する訪問看護支援事業助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
(20) 障害者に対する住宅改造資金助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの

もの	るもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
(21) 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定に基づき本市が処理することとされた兵庫県心身障害者扶養共済制度条例に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
(22) 生活保護法による生活保護に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
(23) 生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

高齢者医療給付等関係情報であって規則で定めるもの

児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの

児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

障害者自立支援関係情報であって規則で定めるもの

特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給

		に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
(24) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
(25) 指定保育所保育料に関する事務であって規則で定めるもの		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
(26) 私立幼稚園就園奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表に次の1表を加える。

別表第3（第4条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	(1) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			児童扶養手当関係情報で

	による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの		あって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
教育委員会	(2) 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。